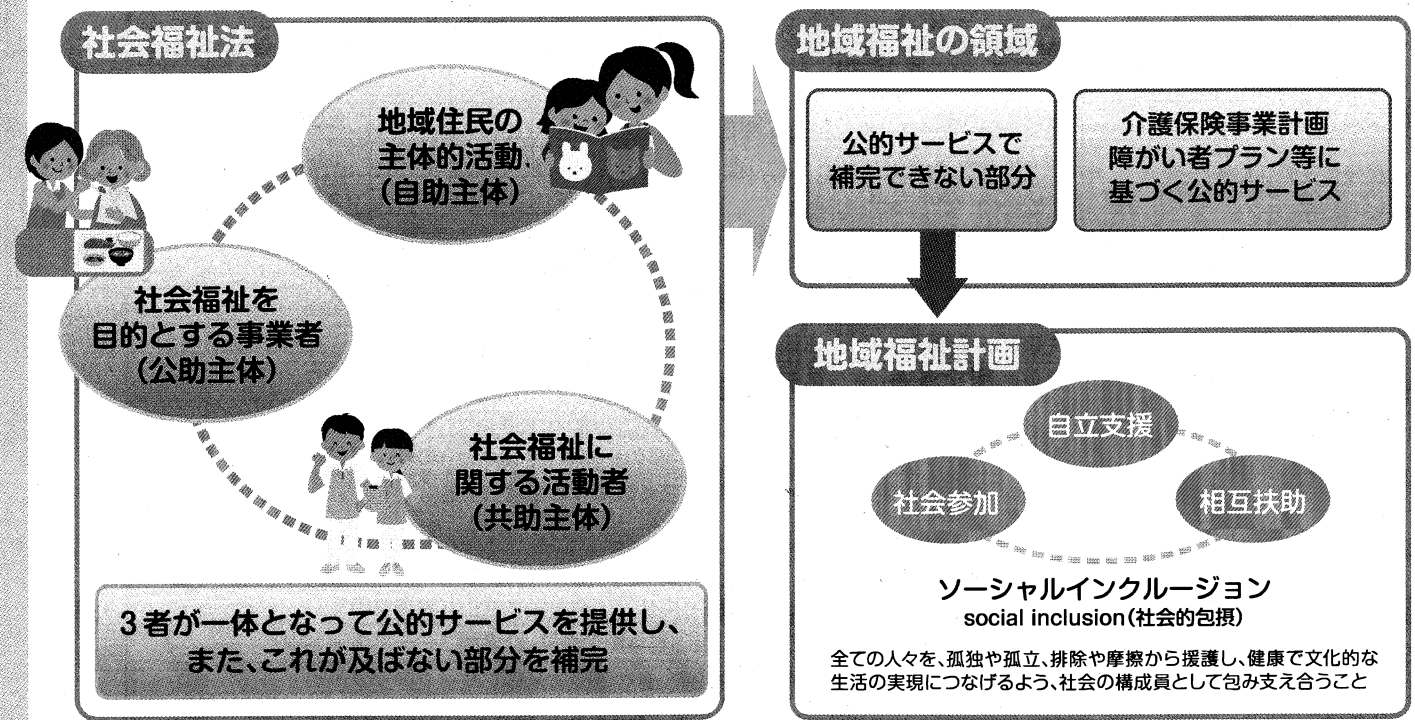


第2期 佐世保市 地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

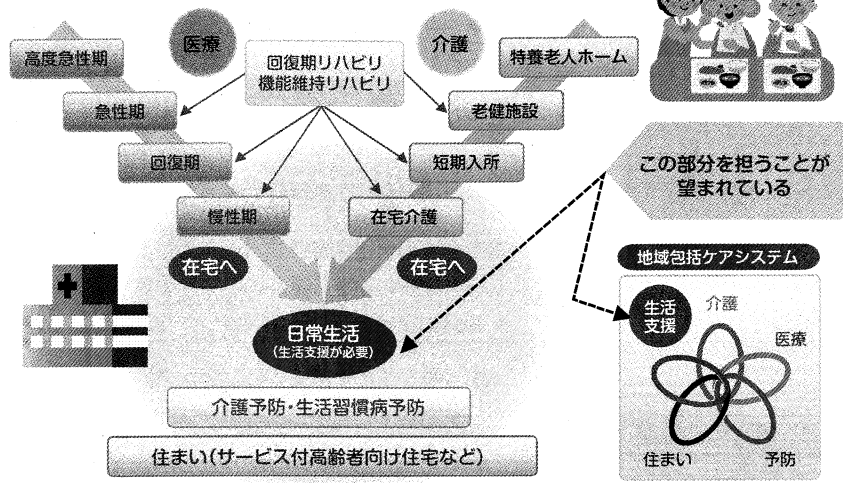
1. 地域福祉計画とは

地域福祉のうち、公的サービスで補完できない部分を、住民主体の取組みと、関係者との連携によりカバーし、個性ある地域福祉社会を実現するために必要となる施策を、市や社会福祉協議会が計画的に実施するために策定するものです。



3. 国の動向等

社会保障制度改革国民会議報告(H25.8.6)において、地域包括ケアシステムを強力に推進していく必要性が明示されました。特に、これを構成する5つの柱のうち、生活支援の内容は、地域福祉そのものであり、これを計画的に実施していくことが望まれます。



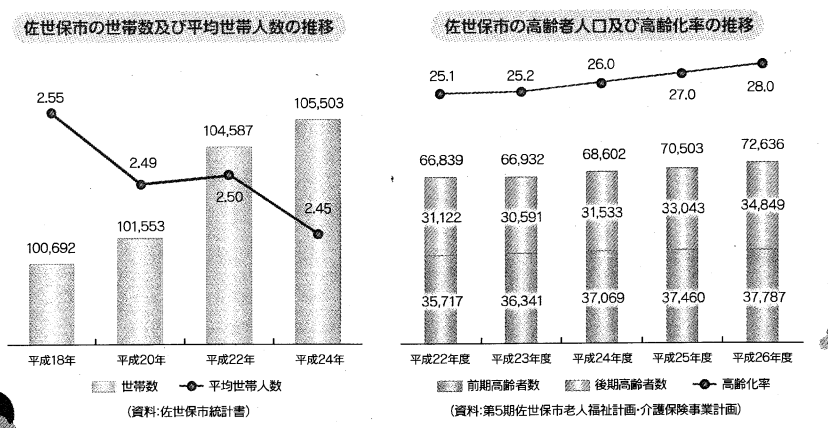
【参考】
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(H25.12.5成立)において、地域包括ケアシステムが法律用語として初めて定義。
(地域包括ケアシステム)
地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

生活支援の具体例

【平成24年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助事業】
(持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業)

広義には、預貯金管理や契約代理等の権利擁護活動を含むが、一般的なものとして、調理や買い物、洗濯、見守り、安否確認、外出支援、社会参加支援等がある。
(中略)このような生活支援は、介護保険サービスでなく、住民組織(NPO、社会福祉協議会、老人クラブ等)や一般の商店、交通機関、民間事業者、金融機関、コンビニ、郵便局など多方面にわたる主体が提供者となりうる。

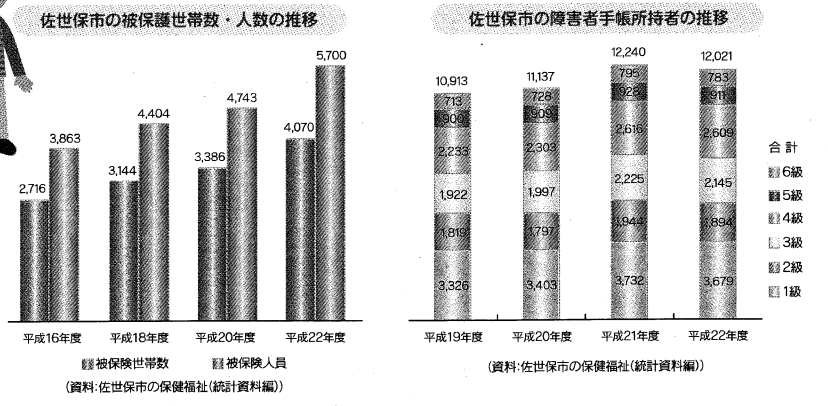
2. 地域福祉を取り巻く現状と課題



佐世保市の現状

- 高齢者、独居高齢者の増加
- 高齢化に伴う障がい者の増加
- 生活困窮者の増加 など

公的支援だけでは対応できない課題



●独居高齢者、障がい者の見守りや、入院した際の付添い、生活支援、退院後の生活環境づくり
●生活保護受給者への自立支援など、経済的支援以外の支援

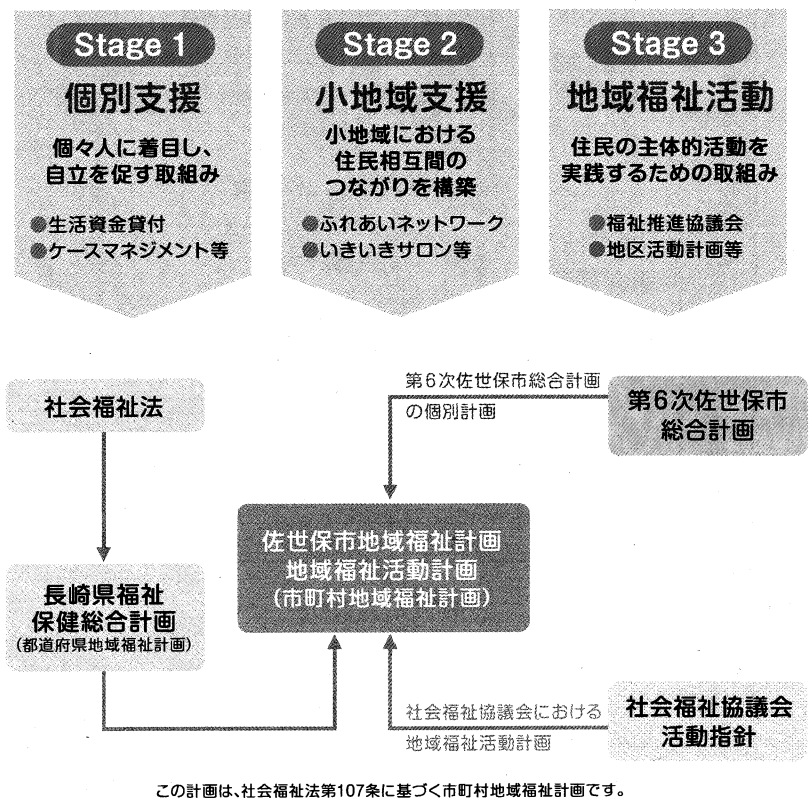
4. 第2期計画の策定

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」の考え方や対象とする領域、必要となる視点や向かうべき方向を明らかにした上で、本市における地域福祉の基本的流れを定め、今後、多くの関係者が参加できるような柱を示しています。

基本的には、右記に示す3つのステージに分けて整理を行い、それぞれ実施主体を明らかにした上で、実施すべき内容を具体的に記載しました。また、可能な限り目標値を設定し、進捗を可視化できるようにしています。

特に、福祉の基本はケースワークであることに立ち返り、社会福祉協議会を中心に自立困難者への直接的アプローチを実践していくこととしました。

計画期間：平成26年度～平成30年度(5箇年間)



計画の主な内容と数値目標

項目		主な内容	目標・指標式等	H26	H27	H28	H29	H30	
個別支援	孤立防止	話し相手ボランティア募集	ボランティアの、独居高齢者との会話により、高齢者の孤立化を防止	登録ボランティア人数	90人	105人	120人	135人	150人
	資金的支援	佐世保市福祉資金貸付事業	少額短期の資金貸付による、生活困窮者の一時的資金需要の補完	急迫の需要案件の回避支援とセットで貸付けを行い、効果を高める					
		長崎県生活福祉資金貸付事業	一定期間の生活資金や特定目的の費用負担に対する貸付による、困窮者の自立支援	ケースワークにより対象者を見出し、より多くの対象者の困窮を救済する					
		生活困窮者自立支援事業	相談窓口の設置と自立支援計画の策定による、生活困窮者の自立支援	新規対応ケース	10件	3件	3件	3件	3件
	権利保護	日常生活自立支援事業	日常的な金銭管理等の支援による、判断能力が十分でない方の生活をサポート	支援員研修実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
		高齢者あんしんセンター事業	契約行為等が困難な方への日常生活支援、成年後見に至るまでをカバー	新規利用者数	2人	2人	2人	2人	2人
		成年後見制度の推進	社協が法人として本人の法律行為を行う(法人後見)と同時に市民後見人の育成を行う	法人後見新規受注件数	10件	15件	15件	15件	15件
	包括的生活支援	生活支援に係るケースマネジメント	日常生活が著しく困難な方への、短期的救済、長期的な生活設計(ケースマネジメント)	自立困難、あるいは環境・精神が安定状態にない方等を、できるだけ数多くサポートし、多職種連携の中で、地域生活に結びつける					
		民生委員・児童委員支援	より多くの自立困難者サポートのための、民生委員への技術的支援	民事協の定例会への参加、処遇検討会の開催の実施等					
	救命	緊急時連絡カード配布事業	名前や家族の連絡先、かかりつけの病院などを記した緊急時連絡カードの配布	従来どおりの配布・周知・広報を行う					
救急医療情報キット実施事業		緊急時に駆けつけた救急隊員へ、救急情報を伝達する、救急医療情報キットの配布	従来どおりの配布・周知・広報を行う						
小地域支援	相互扶助	食事サービス支援	ボランティアによる食事サービスで独居高齢者等の孤独解消や安否確認を実施	新規利用者数	300人	300人	300人	300人	300人
		ふれあい援護ネットワーク(仮称)の推進	近隣者の見守り・安否確認等による、平常時・災害時のネットワークづくりの強化・拡充	食事サービスグループホーム数	59グループ	60グループ	61グループ	62グループ	63グループ
		ふれあいいいききサロンの支援・推進	レクリエーション等を行うサロンの設置により、高齢者等の孤独解消・心身機能維持を図る	サロン数	49ヶ所	56ヶ所	63ヶ所	70ヶ所	77ヶ所
		地域共生サロン(地域の居場所)づくり	地域住民の交流拠点「地域共生サロン」の開設場所の確保、効果的・現実的運営を推進	研修会等の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
地域福祉活動	実践体制	福祉推進協議会の位置付けの再整理及び活動支援	市域全体を社協、各地域を福推協とする役割分担とし、福推協を社協のサテライトと位置付け	福推協と民生委員等と中心とした福祉活動体制の確立、社協がコーディネート					
		福祉推進協議会の役割	福推協は、地域代表者の合議体。福祉活動の実体は民生委員等が中心	福祉の実践者である民生委員等の活動を、各地域団体全体でバックアップ					
	実践すべき福祉活動	福祉推進協議会の福祉的活動実践	各地域の福祉課題を、地域(福推協)自らが認識し、その解決に向け取り組む	自地域の福祉状況の把握、ネットワークの推進、買い物・ごみ捨て等日常生活支援、ひきこもり・認知症・虐待等現状把握、子ども・子育て等支援事例検討、災害体制整備、その他地域課題を主体的に解決					
		各地区地域福祉活動計画の実践	第1期計画策定時に地区ごとに策定した活動計画の実践	福推協が地域福祉活動計画を実践していくに当たり、市や社協は支援を行う					
地域活性化モデル事業		黒島地区をモデルとした、住民主体の自立性の高い福祉活動環境作りの支援	ソーシャルファーム	生産販路	加工販売	→	→	→	
基盤整備	施設情報基盤整備	社会福祉・地域福祉施設拠点整備	地域福祉を総合的に推進するための、活動拠点整備	社協本所整備、福祉活動プラザの設置					
		社会資源情報の収集整備(地域福祉の手引き)	サービス内容や提供者等の情報を一元的に集約し、社会資源情報の共有化を図る	社会福祉資源の情報をインターネットで公開し、関係者の効果的支援をサポート					
		災害時要援護者・平常時要支援者の一元データ管理	要援護者等の情報を同一のシステム上で管理し、重複のない効率的・効果的支援を実施	情報のデータベース化により、平常時・災害時に効果的支援を行なう					
		計画推進の成果の評価	実質的「成果」の測定方法の開発、測定結果による課題抽出・再検討、次期計画への反映	「住民の満足度、関係者の評価」等、実質的成果を定性的に測定する					
	人材基盤整備	ボランティアセンター運営	ボランティアの支援を必要としている方と、これに対応するボランティア登録者のマッチング	ボランティアマッチング率	70%	75%	80%	85%	85%
		ボランティア活動支援	既存市民活動団体等への研修会、新たな活動者発掘のための入門講座実施	個人ボランティア登録数	200人	220人	240人	260人	280人
		福祉人材バンク	合同面談会や福祉職場への就職セミナーの開催により福祉人材を確保	ボランティア研修会実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
				ボランティア入門講座実施回数	1回	2回	2回	2回	2回
災害対応	災害時取組	災害時要援護者支援計画	災害時の要援護者の避難に関するマニュアル作成と、これに基づく体制整備	災害時要援護者個人ごとの支援計画の作成、平常時の見守りの推進					
		福祉避難所	避難支援計画に基づき、災害時に特別な配慮が必要な方の避難先を必要数確保する	福祉避難所の指定を進め、地域住民に対して周知を行う					
		災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンター設置・運営訓練、災害ボランティア養成講座の開催	設置・運営訓練の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
		災害ボランティアネットワーク連絡協議会	災害時の円滑な支援活動のため、平常時から各種関係団体の連携体制を構築	養成講座の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
福祉教育	福祉教育	出前講座	地域団体、学校等に対する地域福祉の普及啓発、主体的な福祉活動への参加促進	定期会議の実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
		地域福祉講演会	地域福祉分野中の重要テーマについて講演会を実施し、地域福祉への理解と関心を高める	講座実施回数	3回	4回	5回	5回	5回
		階層別福祉教育(若年層・成人層・高齢層)	人間の価値や尊厳を見出す福祉教育プログラムの開発	講座受講者数	45人	60人	75人	75人	75人
		地域における人材育成	社会福祉協議会の活動を、効率的・効果的に繰り広げることができる体制を構築	講演会実施回数	1回/2ヶ所	1回/2ヶ所	1回/3ヶ所	1回/3ヶ所	1回/3ヶ所
				従来型の疑似体験でない、「違い」の理解や「個」の尊重を習得する福祉教育					
				各地域で研修会等を開催し、地域福祉を推進するための人材を育成					